**平成２７年（フ）第１７３号**
静岡市駿河区小鹿81番地の15　青和ハイツ207号
債務者　大野　文靖
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第５３６号**
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地の１　南台ハイツＢ20棟205号
債務者　小坂　勝
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１０３号**
栃木県日光市土沢559番地７
債務者　山田　清一
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第９６号**
岡山市中区湊1370―16、住民票上の住所岡山市南区浦安本町21番地10
債務者　磯村操こと　曺　淑蓮
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１０８号**
静岡市葵区長沼258番地の11　604号
債務者　南谷　理絵
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１４９号**
静岡市葵区辰起町７番36号
債務者　田中喜美彦
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１４号**
熊本県天草市有明町楠甫4940番地32
債務者　植尾　節男（旧姓楠森）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午前10時45分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２７年（フ）第２５８号**
横浜市神奈川区羽沢南２丁目22番２―203号
債務者　若林　大介
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５４６号**
神奈川県大和市中央林間１丁目８番13―805号
債務者　野邊　雅美
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５１号**
静岡市駿河区丸子新田465番地の１　マンションヒバリ105号
債務者　生島富美雄
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第５１号**
静岡県富士市広見東本町37番１号県営住宅４―101号
債務者　栗田とし子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午前11時20分
静岡地方裁判所富士支部

**平成２７年（フ）第７７号**
東京都町田市木曽東１丁目７番３号フォンテーヌ805―409
債務者　井上まりこ
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第１１９号**
静岡県島田市船木2308番地、旧住所静岡県牧之原市東萩間1238番地
債務者　原木　なか
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月29日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第５号**
長崎県松浦市志佐町笛吹免1052番地
債務者　前田　丈二
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

**平成２７年（フ）第３２号**
釧路市緑ケ岡５丁目40番５号
債務者　平間　裕子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前９時30分
釧路地方裁判所